

# 令和2年特別区職員の給与に関する報告及び勧告について

〔令和2年特別区人事委員会勧告の概要（令和2年10月23日）〕

## 〔本年の勧告のポイント〕

特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の支給月数を0.05月引下げ（現行4.65月→4.60月）、期末手当から差し引き

- ◎ 職員の平均年間給与は、約2万円の減
- ◎ 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

## 職員の給与（特別給）に関する報告・勧告

### 1 民間給与の調査

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、訪問によらず通信等の方法を用いて、特別給（賞与）の調査を6月29日から7月31日まで先行して実施
- ・ 月例給の調査は、感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日まで実施

### 2 職員と民間従業員との給与の比較

#### (1) 民間給与実態調査の内容（令和2年4月）

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,107民間事業所を調査（調査完了710事業所）

#### (2) 公民比較の結果

特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.60月分	4.65月	△0.05月

### 3 改定の内容

#### (1) 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引下げ
- ・ 支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、12月の期末手当から差し引き

#### (2) 実施時期

- ・ 条例の公布の日

### 4 給与制度における課題

- ・ 期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しをする必要

令和2年11月27日  
総務部職員課

## 令和2年度特別区給与改定交渉による主な妥結内容

### ○ 特別給

支給月数を4.65月（再任用は2.45月）から4.6月（再任用は2.4月）に改める。0.05月の引下げ分は、期末手当に割り振る。

（令和2年12月支給分から適用）